

第2回荒瀬ダム撤去対策検討会議
会 議 録

平成18年7月6日 企画調整課作成

第2回荒瀬ダム撤去対策検討会議 会議録

1 開催日時等

- (1) 日 時 平成18年6月26日(月)
午後2時00分～午後4時10分まで
- (2) 場 所 八代市役所 5階大会議室

2 出席者

(1) 委員

議長	長	佐藤 克英	
委員	員	島田 正道	
委員	員	橋本 幸一	
委員	員	上村 哲三	
委員	員	亀田 英雄	
委員	員	加来 誠一 (欠席)	
委員	員	泉 サダ子 (欠席)	
委員	員	有馬 敏男	
委員	員	福嶋 英治	
委員	員	小屋野 健一	
委員	員	本田 博	
委員	員	折口 昭博	
委員	員	中村 博生 (欠席)	
委員	員	寺澤 一雄 (代理 丁畑 誠二)	
委員	員	比企 一雄	
委員	員	須藤 良三	
委員	員	木下 東也 (代理 稲村 芳明)	
委員	員	杉田 金義 (代理 藤原 成治)	
委員	員	藤野 和徳	
委員	員	元村 順宣	
委員	員	山口 康子	
委員	員	木本 生光	
委員	員	松本 文雄	
委員	員	岩本 卓治 (欠席)	

(2) オブザーバー

熊本県企業局工務課 工務課長 平山 隆夫

熊本県企業局総務課 総務課長 松永 正男

(3) 熊本県（企業局）

熊本県企業局荒瀬ダム対策室長 菊住 彰一

熊本県企業局総務課 主任技師 伊津野 雅宣

(4) 事務局

企画調整課 課 長 永原 辰秋

課長補佐 福永 知規

主任 広兼 和久

(5) 関係課

環境課 課 長 宮川 正則

農地整備課 課 長 湯野 勝喜

水産林務課 課 長 橋口 尚登

土木建設課 課 長 本村 秀一

3 資 料

- ・「荒瀬ダム撤去対策検討会議」検討スケジュール
- ・「荒瀬ダム撤去対策検討会議」設置要領
- ・「荒瀬ダム撤去対策検討会議」委員名簿
- ・第2回荒瀬ダム撤去対策検討会議資料
- ・藤本発電所の運転終了後の瀬戸石発電所の放流について（電源開発資料）
- ・第1回荒瀬ダム撤去対策検討会議 会議録

4 公開状況 公開

5 傍聴者 4名

6 会議内容

(1) 開 会

(2) 委嘱状交付

(3) 議 事

①旧八代市、旧坂本村の要望内容の検討について

②その他

(4) 閉 会

7 発言要旨

①第1回荒瀬ダム撤去対策検討会議の会議録の確認について

(議長)

- ・第1回検討会議の会議録の確認をいたしたいと思います。本日、お手元に会議録をお配りしております。この会議録は事前に各委員さんに郵送にてお配りしており、事前に目を通していただいていると思いますが、特段、発言趣旨等で訂正の部分がございましたらこの場でご発言いただいてもかまいませんし、後ほど事務局の方へお申し付けいただいてもかまいません。

この場で発言して修正、整理しておかなければならない点があればご発言いただきたいのですが、何かございませんか。

(各委員)

- ・発言なし

(議長)

- ・お気づきの点等ございましたら事務局の方へお知らせ下さい。

②旧八代市、旧坂本村の要望内容の検討について

(議長)

- ・今後の検討の方法でございますが、これまでの要望の内容は、旧八代市から1. 利水問題 2. 環境問題 3. 情報提供について、旧坂本村から1. ダム撤去前の対策 2. ダム撤去後の対策 3. 今後に向けて それぞれ3項目、合わせて6項目でございます。これらの要望内容の検討につきまして、一度に取り扱うのは困難ですので、テーマを絞って行ってまいりたいと考えております。

まず、お手元の検討スケジュールをご覧いただきたいと思います。第2回から第5回までの、会議での大まかなスケジュールを掲載しております。

本日は内容協議の初回ですが、旧八代市要望の利水問題、旧坂本村要望のダム撤去前の対策について協議をさせていただければと思います。この進め方につきまして、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員)

- ・意見なし

(議長)

- ・それでは、本日は利水問題とダム撤去前の対策についてご審議いただきたいと思います。

進め方につきましては前回、旧市村で県に提出しておりました要望項目に

ついて、おさらいの意味も含めまして読み上げさせていただきます。

これにつきまして、委員の皆様方からの意見をいただき、事務局の方で皆様のご意見を基に作成を行っていきます。前回の要望項目をどのように修正すべきかのたたき台案もございますので、合わせてご議論をいただきたいと思っております。

(事務局)

(利水問題について、事務局より前回要望内容の説明)

(電源開発株式会社よりの説明資料の内容説明)

(議長)

- ・ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご質問等ありましたらお願いいたします。

(A委員)

- ・瀬戸石ダムの資料の10ページですが、流入量が $55 \text{ m}^3/\text{s}$ が目安となって流し方を示してあるが、この数字は何を意味しているのかお伺いしたい。たとえば、流量の平均値であるとか、どうゆう資料なのかお聞きしたい。

(事務局)

- ・ $55 \text{ m}^3/\text{s}$ と言うのは、資料の6ページをお開きいただきたいのですが、最低使用数量が $55 \text{ m}^3/\text{s}$ と記載があります。発電する為の最低水量と言うことで目安となっている数値です。

(B委員)

- ・瀬戸石ダムの説明の中で、24時間水を流すと言うのは、河川法で言います国土交通省が決めた流水の正常な維持という中で決められた流量なのか、現在の選擇を流れている量を流すと言われているのか、その辺のところを分かるならば教えていただきたい。

(事務局)

- ・説明を受けた中では、流れてきた水量は必ず下流に流しますと言う説明をいただいております。何トン流しますと言うようなご説明ではなく、流れてきただけは流しますと言うご説明を受けております。

(議長)

- ・若干解説させていただきます、電源開発さんが説明会に先立って、事前説明においてになっております。まず、前提としまして、瀬戸石発電所につきましてはピーク発電で、1日の内に発電している時間帯と発電していない時間帯がある。ただ、一日に入ってきた量については、発電している時間帯に下流に流すと言う事。発電していない時間帯の調節は、瀬戸石発電所が発電している時間帯に下流に流した水を荒瀬ダムの方で溜めて頂いて、荒瀬ダムに

溜めた水を流していただき、荒瀬ダム下流では24時間安定して水が流れている。

ところが、瀬戸石ダム直下流では水が流れている時間と流れていない時間がある、荒瀬ダムがなくなると、川が空っぽの時間帯と流れる時間帯があるので、24時間荒瀬ダムの下流に水が流れていたように、流すと言う事で電源開発さんと県さんとお話し合いを持たれたと伺っている。

先程の、河川の流量の観点とはまったく別のお話でありまして、現在荒瀬ダムが調節することによって、一日安定して流れている水を同じように流したいというお考えを示されたと言うことです。

(C委員)

- ・一日の流量を24時間連続して流れるように対応しますと、口で言うのは簡単です。現状では、皆様方もご存知ないかもしれませんが、一年間の3分の2は発電する水がありません。その事を皆様方は認識していただきたい。電源開発がこんなきれいな事を言うところから、土地改良区の役員の皆様も「こぎゃんしてもらえば、なん言うことはなかなか」という気持ちがございます。しかし、24時間連続して下流に水を流すということは、会社の言い種であって、そう言う事はありません。もし、流れるような事を考えれば、タービンを現在の55tから20tにおとして、困ったときはゲートを開けると言う様な方法をとらなければ、濁水のきた時には間に合いませんと言うことを、皆様方は認識いただいて考えていただきたい。

(議長)

- ・今のご発言は質問というより、むしろご意見で、電源開発の説明している様な事が現実的になされるようにするべきだというお考えでよろしいですか。

(C委員)

- ・そうです

(D委員)

- ・先月の25日に電源開発さんから説明を伺いました。内容は事務局より説明のあった通りでございます。しかし、24時間平均という言葉のみであって、具体的な数字、たとえば55tとありますが50tの場合はどうするんだという問題が残っている。平均して流すということ事だけであって、50tの場合は発電せずに50t下流に流すのか、そのあたりの詰めの話は出ていない。

今後、土地改良団体といたしましては電源開発と内容の詰めだと思っている。事務局の方からの話には出ておりませんでした。先程、話が出ておりました小型の発電機での運営の話も出ております。現在、荒瀬さんは20t～134tまでの発電機が据わっております、瀬戸石さんは60t～134tと伺っておりましたが、55tでも発電が出来ると言う事は今回初めて出

てきた数字です。

土地改良団体といたしましては、具体的な数字の詰めが出来ておらず、今後の対応に注目している状況でございます。

(E委員)

- ・下流域への流量ですが、どれだけ現在必要としているのか、把握は出来ているのか。

(事務局)

- ・現在使用している量は把握できておりませんが、遙拝での水利権がトータルで毎秒20tあると伺っております。

(E委員)

- ・それはあくまで、契約量ですか。

(事務局)

- ・そうです

(D委員)

- ・今、話がありましたように、許可水量と実際の数字は食い違うことがあります。企業関係は水利権が一定しております。しかし、農業用水に関しましては年間で5つに区分されております、田植えの時期やい草の時期等で、1年を5つに区分してあります。年間で一番多いのは田植えの時期ですが、この時期の許可水量が一番多いわけですが、この許可水量を認可された時期が昭和30年代に計画されて、実際に遙拝堰が出来たのが昭和43年3月31日です。計画された30年代と農業経営形態が現在は大きく違ってきており、以前は田植えの時期が7月であったが、現在は6月になっていて、完全に一ヶ月ずれている。い草植えもしっかりです、実際11月からい草植えが始まりますが、昔は、10月、11月は稲刈りで水がいない時期となっており、この時期の許可水量は少ないんですが、現実の取水量は多くなっております。農業関係の許可水量と取水量は時期的に食い違うときが多いので、農業サイドの水利権の切り替えの時期には、時期的なものを国土交通省に強く申し入れをしたい。

先程、話のあった20数tという数字でございますが、20数tという数字は球磨川の場合は少ないわけで、55t以上という数字は昨年で、1年間のうち日量で55t以上あったのは約40%であった、平年ですと36%ぐらいである、したがって球磨川の約60%は55t以下の水量となるようです。

(議長)

- ・資料3の個別の意見交換会になってまいりますが、その他ご意見はございませんでしょうか。

(F 委員)

- ・土地改良関係の委員さんの心配は、資料が不足で理解しづらい、納得しづらい話だから言われたんだと思います。出来れば荒瀬ダムと瀬戸石ダムの流入水量を月ベースと年間ベースで示していただきたい。渇水期の流量等もあると思うので、5年、10年、20年とさかのぼって取って、変化を見ていただければ心配な話も納得でき、ご理解も深めるような資料になるのではないかと思いますのでいいでしょうか。

(議 長)

- ・今ご指摘のあった流量の資料ですが、この場で事務局の方から出すことは出来ませんが、当会議にオブザーバーとして企業局さんにおこしいただいておりますが、市より改めて資料のご依頼を致したいと思っております。この場で企業局さんより何かコメントいただけるのであればお願いしたいのですが。

(企業局)

- ・荒瀬ダムの流量につきましては、水文資料ということで詳しい資料を持っておりますので、整理したうえで次回に提出できればと思います。

(議 長)

- ・水利関係団体の皆様方におかれては、実態データを基にした議論と、先程ありました水利権と実態の話は河川管理者と水利権者の中でしっかりお話をさせていただく話で、個別に議論いただきたい。

実態として現在流れ込んでいる水がどうなるのか、荒瀬ダムに流れ込んでいる水の量を整理してお示しいただけると言うことですので、まず、実態を把握した上で電源開発の問題も含めて協議をおこなって行きたい。

(議 長)

- ・利水の前回要望についての全般の意見交換とさせていただきます。先程、事務局より説明のありました内容についてご質問等ありませんでしょうか。文言等で不適切な部分であるとか、実際の水量のデータを把握した上で文言等を追加することがあれば、お願いします。

(議 長)

- ・それでは、座長より事務局に確認ですが、1番の利水問題の対応についての項目の中で、熊本県さんに対する要望として、利水問題に対する検討の場を設置いただきたいという要望が1点、利水問題に対する県としての取組を早期に示していただきたい、この2点の要望で成り立っているんですが、まず、検討の場の設置状況。それから、県さんの方から現在、利水問題についてどのようなお示しがあるのか伺います。県の方から正式回答が来ているのであれば併せてお願いします。

(事務局)

- ・利水問題につきましては、電源開発さんとの協議を進めていると伺っている

ところでは、具体的に利水問題に関する検討の場が設置されたことはない。県で開催されております、検討委員会という会議がございますが、その中で協議をされたことはなく、具体的なものはない現状です。

(議長)

・要望の対応については今の説明のようですが、何かご質問はございませんか。

(A委員)

・確認する為にお聞きするんですが、私は県の対策委員をしております。県の対策委員会と市の対策会議を関連付けて考えてみるのですが、県の対策委員会は発足当時は荒瀬ダム撤去に関する方法の検討委員会だと位置づけがされていた、地元からの色んな意見が持ち上げられて、幅は広がっていく状況にあるにはあるが、少し整理をしておいた方が良いのでは。たとえばこの会議で利水の問題と昔の川を取り戻すんだということがある。この会議では当然議論させていただくわけですが、それが直結して県の検討委員会にどう整理されていくのか。われわれは地元の住民として申し上げたい事はやまやまなんですが、その辺のすみ分けを明確にしていきたい。

(事務局)

・県の検討委員会は撤去方法のみを検討される場ではないと思っております。撤去の工法については、専門部会を設けて先行して撤去の工法を議論されてきたというのが今までの経緯だと思います。

本年1月には撤去の方法を決定されておりますので、これからは色々な他のテーマが出て来るんじゃないかと思っております、その会議の場で、ここで議論された内容を、発言される事とご期待申し上げているというところがございます。県の委員の方には、この場を県の方につなげるという位置づけと考えている。

(議長)

・今の事務局の説明で、県の検討委員会の位置づけについてなにかコメント等ございましたら願います。

(企業局)

・県の検討委員会はあくまでも撤去ということが中心で、今までは撤去工法ということで検討を行ってきました。今後は撤去に関する環境問題ですとか、撤去そのものについて色々な意見をお伺いしながら進めていく。あくまでも荒瀬ダム撤去をどう行っていくかという検討ですので、全てを検討しているわけではございません。八代市の対策会議とどのような関連があるかというところ、こちらで検討されたことが県の委員会に直接つながっているとは考えておりません。ただ、地元の自治体として検討されたことは、市長さん、市議会議員さんにも委員に就任していただいております、又、市の委員さんの中にも県の委員さんも就任していただいておりますので、色々検討の内容につ

いては、撤去開始まで4年弱となっておりますので、その中で色々な問題が検討されていくという考えであります。

(議長)

- ・確認的になりますが、県さんの委員会では今まで撤去工法の検討であったが、様々な問題について、もちろん撤去に伴う影響及び対策についてご議論いただく場であると理解してよろしいでしょうか。

(企業局)

- ・撤去に関して、県が関与する問題、具体的な撤去工事に関係する物、たとえば環境問題は必ず有りますのでそれは関係していくと思いますが、地域振興の面などは、県の委員会はあくまでもダム撤去の部分であると思っておりますので、それが何処まで関係するかという事ですが、県はあくまでも撤去の専門的分野及び環境面が、県の委員会で議論していただくことであると認識しております。

(A委員)

- ・地元の意見と言うものは、県の会議に対しても申し上げて行きたいと思っております。撤去に至った背景の一つに地元の意向もある、撤去後に私たちが求める球磨川の姿も気持ちの中にあるわけです、企業局の窓口としては入れがたい話であるかもしれませんが、地元としてはそのような話を表に出して申し上げて参りたいと思っております。

事務局の方と県の方で仕分けの仕方を整理していただきたい、県の方が閉ざされるということであれば、行政同士で、市と県と国との関係の中で、何らかの形でこの会議の意見をすくい上げていただきたい。

(議長)

- ・先程の事務局の説明で、この会議と県の委員会の位置付けですが、県の委員会は先程、企業局さんからお話しがあった通りでございますけど、この会議については、ダム撤去に伴う諸問題について幅広く意見交換していただいて、県に要望していくべきものは要望していく場でございますので、市が行政として県に正式にお願いする上で、皆様が地域でお感じになっている点や専門的な観点からご指摘をいただいて、それを整理して県へ要望していく為の議論という風に考えております。逆に県さんの方はダム撤去及び環境問題について議論される場と伺っておりますので、県の委員会の中で地元の意見としてご発言いただいて結構ですし、市長も議長とともに委員に入っておりますので、中間段階でも市としてコメントする機会があれば、ここでの議論をふまえた形で発言するということもありうると思えます。

(議長)

- ・それでは要望事項の整理について、事務局の方から案が示されておりますので説明していただいて、ご検討いただきたいと思えます。

(事務局)

- ・たたき台と言うかたちで出さしていただいております。この内容は前回の要望とほとんど変わっておりません、見え消しで消している部分に変更点です、あくまでもたたき台でございますので、利水については前回と環境が変わっていないと言う事から、同じような要望内容で作っております。

先程、委員さんからありましたご意見あたりをどう盛り込んでいくのかということですが、県に対する要望というかたちでまとめておりますので、色んなご意見をどのようにまとめて行くのか、県さんに要望するのかあるいは電源開発さんに要望するのも含めてご検討いただきたい。

(議長)

- ・原則前回の案を大きくいじらないという内容ですが、これにつきまして何かご意見等ありませんでしょうか。

電源開発さんより説明いただいている内容については、実態を把握した上で具体的な方法をしっかり示していただくというご意見が出たわけですが、そういった趣旨の事を盛り込めないかどうか、先程のご意見から言うと、何らかの形で読めるように盛り込んで行くべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

2番目の要望内容は、県さんに対する要望ですので、県の方で関係機関としっかり協議をして安定を図られたいと言う要望となっている。この中に現在の状況を把握した上で、具体的な方法をしっかり担保すると言ったような言葉を付け加えるかどうか。

(G委員)

- ・現在の取水の契約と実際の必要量が違うとお聞きしたんですが、基本的には渇水時にいかに、農業用水、工業用水を確保するかと言うことが前提となる。実際の渇水時に球磨川の流量があるのか、その把握を十分したうえでの農業用水、工業用水等への影響の問題、それに対する県の要望に盛り込んでいった方が説得力があるのではと思います。

(議長)

- ・渇水時の対応をどうするか、という点に着目して実態を把握した上で、現在の対応と同等レベルなものをしっかりとされるように対処していく事が重要となる。

各委員さんよりご指摘のあった点については是非盛り込むと言うことで、事務局で案を練ってみて次回おはかりします。また、実態把握や具体的な手法も盛り込んでみて、それを眺めていただき、利水関係者の方のご要望が実際に伝わるかどうかと言う観点で次回チェックいただきたいと思います。

1番の検討の場の設置ですが、現在では検討の場はないという事と、県さん

の委員会で検討いただけるかどうかということについても、今の時点では明確なお答えがいただけていないので、検討の場の設置を現在の県さんの委員会で議論、議題とすると表現に盛り込むかどうか、検討の場の設置、もしくは委員会での検討、議題とするといった様な要望項目にして、ぜひ、議論をいただき、何らかの結論を出して頂くという事を県さんへの要望事項にしてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(B委員)

- ・私たちは問題を、県に対しての言葉で表現しておりますが、それは、市のもう1つ上の行政としての県という考えなんでしょうか、ただ企業局に要望を出すのかあいまいで、全て県にお願いするとなると企業局は応えられない部分があるだろうし、県のとらえ方ですが要望の仕方も変わってくる、その辺の考え方を分かりやすくしてほしい。

(事務局)

- ・窓口として企業局さんを通じてお願いをしているのが現状です、県知事あてに要望書を出しておりますので、企業局さんだけではなく農政サイドですとか、土木サイドなど色々な部署が出てくると思います。まとめとしては県知事宛の要望書となると思いますが、現在は窓口として企業局さんをお願いしております、これまでも要望時には農政サイドの方にもご対応いただいております。県企業局に対してという考え方ではなく、あくまでも県知事さん宛てへの要望をすると考えております。

(B委員)

- ・企業局さんは荒瀬ダム撤去の当事者であって、今、出ている色々な問題のいくつかは、企業局さん直接ではない問題も考えられると思う。全て企業局さんに向けてお願いしても解決できない問題があると思うので、その辺を整理するべきだと思います。

(G委員)

- ・前回の検討委員会でも申し上げましたが、ダムの建設は熊本県の計画であって、施工の中心的役割を果たしたのが企業局であった、後の管理もそうであった。企業局さんはダム、発電所の撤去に真剣に取り組んでおられる訳ですが、私たちは特に環境問題、地域の利便性の問題等広域的に考えた場合、企業局さんに対する期待、要望はもちろんでありますが、県に対しまして、こういう状況だからぜひ、この点は特別なご配慮いただきたい。農業問題、工業問題、水道問題に致しましても、極めて大事な問題であります。今までに取組をしてこられました、撤去後は特にこの問題は大変心配をしていることごさいますから、企業局はもちろんです、県として特別なご心配をいただきたい。私はこういう事じゃないかなと気がしてならないわけです。議長にはしっかりとした整理をお願いしたい。

旧八代市の利水問題の要望内容は、ただ単なる要望と申しましようか、具体性に欠いた内容ではなかったかなと思います。先程も色んなご意見がございましたが、具体的な資料を添付いただいて、具体性のある資料を出した方が良いのではと思います。農業団体からも先ほどおっしゃいました通り、水の確保と言うのは、時期的にどれだけ使用されているのか、難しい問題だと思います。おおよそ推測できるものだと思いますので、数字を資料に添付して説得力のある利水問題の要望書でなければならないと思います。

(議長)

- ・この会議をどのように整理するかと言う、根本的なご意見ですので、今受け賜ったことをきちんと整理して、新たに9月にまとめて出す要望の大前提として、実際に工事を実施される企業局さんへの要望の観点ではなく、ダム撤去を決断された県の総合的な行政として、地域の対応も含めどのようにするか、受け止めていただく。そのために必要な体制作りがあればそのための体制作りも含めて、まず冒頭に受け皿として、総合行政として取り組んでいただきたいと言うのを入れるということで整理をしていきたいと思います。

(F委員)

- ・もっと具体的にアピールするべきだと思います。県の検討委員さんの話を伺いますと、企業局さんは荒瀬ダム撤去に関する問題しかやらないという観点が大きいみたいです、ところが、市の対策会議は撤去後や市民生活も含めて撤去から始まる全ての問題に対して対策をする会議だと思います。根本的に違うので、県の検討委員会に持って行っても通用しない。先ほど土地改良区の方の話にもありましたが、遥拝から取水の問題を考えれば国交省、農水省も含めたこの対策会議の意見を持っていく場を、県にリードしていただいて、取り組む協議会を作っていただきたい。

八代の工水の宇城への送水の問題は、4つの広域水道圏域に分け、八代の工水には余剰水があるからということでこの話が始まっている。ところが、八代海に流れる流量が少なくて八代海が汚れていっているというような話も出てきた状態の中で、水利権の問題は今から大変論議される問題だと思いますので、ぜひその辺も含めた話し合いも出来るような協議会の設置を、県にお願いしていけばと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

- ・今のご意見に対しまして皆様いかがでしょうか、同じ考えであると言う事で皆さんが良ければ、今のご意見を県さんに求めて行き、関係機関を交えた協議の場と県行政総合的に取り組んでいただくという2つの観点もあると思います。ダムを作るときはダム工事をする企業局だけではなく、地域振興策を県全般でご検討いただき、地域振興策をご検討いただく段階では、他の機関にも働きかけていただきながら、ダムが作られたという経緯があらうかと思

いますので、当然、ダム撤去するときも取り組んでいただきたい。それをしっかり要望の1番目の項目に具体的に提示して行きたい。表現等は事務局に検討させていただいて、次回以降に御提示したいと思います。また、先ほども委員さんよりご指摘がありました。利水関係がより具体的にとありましたので、この表現ではまだ、不十分だと言う点が多ければ、是非、利水関係の方からご意見をお聞きして、個別にご提案等いただきたいと思ひます。

(議長)

- ・利水問題のみならず、前提条件として県全体での検討体制。県がリーダーシップを取った関係機関を交えた協議体制。と言うことを全体要望の1項目目に入れた上で、利水問題に関しては、より具体的な表現として要望していく。具体的な表現としては個別に利水関係団体よりご意見をいただき反映していきたいと思ひますし、県の体制の中でも、検討の場を設置という抽象的でしたので、県の新たな協議会でやるのか、県の総合的な検討体制でやるのか、あるいは現在の検討委員会でやるのか、具体的なメニューのいずれかできちんと取り組んでほしいと言う事をしてまいりたい。

取水関係につきましては実態把握をしたうえで、具体的な対策の趣旨を盛り込んだ上で、渇水時にしっかり対応できるか具体的なデータを持った上で要望をしていきたいと思ひます。

(事務局)

(ダム撤去前の対策について、事務局より前回要望内容の説明)

(議長)

- ・ただいま事務局より説明のありました旧坂本村要望書より「ダム撤去前の対策について」要望項目及び企業局さんの対応状況について何かご質問等ございますでしょうか。

(E委員)

- ・ダム湖内の堆砂量についてですが、資料の堆砂量の合計が1,067,596m³となっているが要望書の数値と違うが、どういうことなのか。

(企業局)

- ・要望書が出された時点の堆砂量は企業局でつかんでいた数字であり、その後色々な調査を行った結果、現在の数値が判明したと言う事です。

(議長)

- ・事務局の作成資料で企業局対応で記載している部分がありますが、訂正や補足等ございましたらお願いします。

(企業局)

- ・ほぼ企業局の対応を簡潔に書いてあると思ひます。私よりご質問があります

3ページの③でございますが、「送水路等の排土等が残存している」ということ
とでございますが、建設当時のトンネル等を掘削したときの土砂を置いている
ということでございますか。

(H委員)

- ・荒瀬ダムから藤本発電所までのトンネルを通して、建設当時、トンネル
を掘ったとき河川敷の中に捨ててしまった、我々が行えば大変なことになる
が、県が行う事業は河川敷に捨てても、我々が苦情を申し上げてそのまま
である。放水路の場合、ある程度洪水が出た場合、土を溜めることによって
発電がある程度出来るんだと、水がオーバーしてくると発電した排水が、水
勢によって発電力が弱くなってしまふ、ということから発電力増大につな
がるというようなことから捨てたと聞いている。発電所の破砕屑ですから、
撤去のときに取っていただきたい。と言うのも、災害につながってくる、河
川敷に捨てると水位が各集落の対岸等に越去してくるということから私たち
は再三にわたり地元から要望しておりましたが、今日（50年間）まで放置
されている。これを機会に撤去していただきたい。

確かに発電には影響があるそうです、少しでも水が出ますと排水路に水が
行き発電がしにくい。利益の為には地域の方々には犠牲にならなければならない
、発電所の影響で騒音の問題等、色々犠牲を払っている。人為的に出すミ
スと言うのは地域に被害をこうむる事は分かっている、そのような事からは
是非とも撤去をお願いしたい。

(議長)

- ・個別の中身の議論に入ってまいりたいと思います。1点目の項目、ダム湖内
の堆砂や泥土等の除去についてですが、事務局案があるようですので、事務
局に説明いただきご意見等いただきたいと思います。

(事務局)

(ダム湖内の堆砂や泥土等の除去について、事務局案の説明)

(議長)

- ・まず、1点目の①は数字関係の精査と、文の趣旨は下流への土砂補給は、で
きるだけ自然流下を図られたいとの観点で、もう一つの要望趣旨は土砂供給
を行う場合については、関係機関と事前協議はもとより地元への説明にかけ
たうえでやって下さいという要望項目です。

これについては、合併前でしたので、旧八代市と旧坂本村の事情について
はそれぞれのすり合わせはしていないところですが、そのままの表現でいい
かどうかですが、何かご意見ございますでしょうか。

(E委員)

- ・環境影響の予測を行いとなっておりますが、第1回の会議でも申しましたが、経済企業委員会（市議会）の常任委員会の中の請願陳情の中で、下流域の漁港の土砂堆砂の影響があるということで、国交省にも要望をしている。自然流下の方法を取った場合、漁港への影響が出る事が予想されますので、その辺の配慮で文言に謳っていただければと思います。

（議長）

- ・下流の漁港への影響について、具体的な文言で入れると言うご指摘ですがいかがでしょうか。

（I委員）

- ・今の意見はよろしくお願ひしたい。本流域の漁港は慢性的に困っておりまして、干潮は船が行き来できない状態です。ダム下流域に土砂を自然流下させる場合は、漁港より下流、干潟の方に撒いていただくと一番いい。よろしければそのような事も考えていただきたい。

（議長）

- ・土砂の補給の量、時期、場所等についての関係機関との事前協議の中で、漁港への影響などもおはかりする。

その他、①②③で何かございますか。②のところでは、泥土は下流域に流出させないと言うことと、スケジュール等、関係機関との事前協議をお願いしております。関係機関との表現も具体的にした方がよろしいでしょうか。

（E委員）

- ・植柳、金剛漁港が非常に慢性化しており、先般の台風で大変な土砂の堆砂があっている。今回の荒瀬ダム撤去の影響は私たちも危惧している、漁協の皆さんに検討していただけたらと思っております。

（F委員）

- ・昨年、荒瀬ダムの下流に土砂を置いて、流下試験をしたちょうど後に、台風14号が来た。遥拝堰の下流、土砂の流量、私も舟で回って見ましたが、堆積土砂で目に見えて浅くなっていて、球磨川の右岸側の部分で船が通れるだけで、手前の方は1mぐらいの浅瀬となっている。下流漁港の堆積土砂の因果関係ははっきり分らないですが、影響はあっているだろうと言うことで国交省の方には、お願いをしてきたわけでございます。話を聞いていただけないとなりますと市の財政に大きな負担を残すということになります。因果関係を後から色々言われぬような措置で、なるべく一番下流に持って行っていただきたいと言うのが委員会の願いでもありますし、皆さんが安心できる事ではないでしょうか。

（議長）

- ・ご指摘の内容は、堆積土砂の廃土場所を具体的に書くと言う事と、影響がないようにやっていただくと言う事を、前提に謳うという趣旨でよろしいで

しょうか。

(A委員)

- ・自然流下の話ですが、元の球磨川の帰すと言うことで、元河床に近づけて行く訳ですが、人為的に流した方がいいのか、自然の流下で流した方がいいのかと言う議論はありました。その時に、昔の元河床に帰して行って自然の川河床に帰していったほうが自然には良いのではないかと言うのが大勢の意見でした、泥土ではなく自然流下させるのは砂礫の話で、汚泥は全量撤去となっております、砂礫については自然流下を望むと言う事でやっております。今の話の、埋まっていて船も通れないと言うのは泥土（シルト）の話なのか、砂礫全体の話なのか教えていただきたい。

(I委員)

- ・植柳漁港は泥土もありますが砂礫の方が迫ってきている、金剛地区の方は河口域に近い物ですから、ほとんど泥土（シルト）が積もっていているというようなかっこうです。

台風14号の濁りの話ですが、これは荒瀬だけの濁りではなく1ヶ月ばかり濁っていた。人吉の方からずっと濁っていた、国交省の方に聞いたら特異な事例と言う回答がありまして、非常に異常な濁りでした。

(J委員)

- ・漁港の土砂の堆積と荒瀬ダムの土砂の堆積、これを自然流下させるのか人為的にするのかですが、一般的に通常の河川は全て自然流下です。ですから、元々荒瀬ダムがなかった場合にはもっと早めに下流の方へ流下している、と思います。荒瀬ダムがある事によって、どのような被害があるのかないのかと言うことと、現況の被害は別個にして考えないとおかしいのではないかと、ダムを取り壊した例がありませんので、溜まっている土砂を自然流下させるのが良いか、人為的に手を加えるのが良いのか分かりませんが、熊本県には専門部会もあるわけですから、そこにそれなりの対策や検討を要請するのが良いのではないかと考えております。

(E委員)

- ・私たちがはっきり分けて考えなければならないと思っているわけですが、県の回答の中では遥拝堰から瀬戸石ダムの間しか環境調査は行なわないとのお答えであったものですから、是非、八代海までの環境の影響を十分調査していただきたい。それを盛り込んでいただきたい。また、県内の研究機関に委託されても結構だと思います。

(議長)

- ・土砂流下の影響につきましては、専門的な部会での議論、遥拝堰の下流も含めてのモニタリングという事を要望項目の中に盛り込んで行く。

(K委員)

- ・要望書の文言についてですが、②の赤で書かれている部分ですが、前回の企業局の説明の中で、泥土の除去については既に計画され、平成14年から実施し、平成17年までの実績で35200m³、平成18年度計画として2万トンと説明をされている。既に実施されている事を盛り込むことは矛盾しているのでは思うのですが、もう少し、表現の方法なり考え方があるのではと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

- ・おっしゃられるとおりだと思います。もう少し考え方を変えないといけないと思いますが、具体的な文言は検討させていただきたいと思います。

(議長)

- ・事務局の方で検討していただくということでお願いします。
 - ③番につきましては、具体的な回答をいただいておりますので、このまま要望をしていくということでよろしいでしょうか。
 - ④番につきましては、企業局より具体的な対応をしておりますとご回答いただいておりますが、あえて項目として残しておりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・確かにご対応いただいておりますが、継続してやっていただきたいと言うことで載せております。ご対応いただいておりますので、載せなくて良いと言うことであれば外してもかまわないと思いますが、事務局としては再度要望していくという気持ちで載せております。

(議長)

- ・事務局からの説明がありましたがいかがでしょう。まだ工事が継続するので引き続き要望を行っていくと言う事です。

2項目目、県道等の擁壁補修についてですが、現在調査をいただいて補修工事を行なっていただいておりますので、再度調査を行いと言う表現で、また、前回の会議の中で水辺に近づける様な対応をいただけないかとのご意見がありましたので、事務局案ではそれを反映した内容になっております。

(A委員)

- ・①はこの様をお願いします。②はまだ未回答となっておりますが、内容が抽象的ですので、たとえば地すべりなんかの時にどうゆう初期サインが出るのかを読んでいかないといけないと思います。しかるべき場所にベンチマークを置く等により継続的に観察する等、具体的に明記する方法はないでしょうか、非常に深刻な問題ですのでよろしくをお願いします。

(議長)

- ・住宅崩壊、地すべり等の発生に対する因果関係の検証できるような措置の具体項目を専門的にコメントいただける方をお願いします。

(F委員)

- ・ お答えではなく関連なんですけど、この文言は何処をとらえているのでしょうか、先程はダムの上流域の地域と示されておりましたが、これは示されておられません。坂本で言います通称、破木と申しますがちょうど百済来橋の下流域の地域ですが、ここで昨年、地盤沈下がおきております、地元からも苦情が寄せられましたが、国道を経た地域であるため補償の対象にならないと言われている。現実には敷居が下がっている、国道を経ているからだめと言う問題ではないと思います。国道も軟弱地盤の上ののっておりますので住宅地も当然影響をうけるわけです。泥土除去の時期に起きておりますので因果関係があるのではと思いますので、検証の方法があれば今、やっておくべきだろうと思います。県は現在未回答となっておりますので何らかの回答を聞きたいと思います。

(A 委員)

- ・ ダム湖周辺と書いてありますので具体的な場所が見えないと言うお話ですが、私が心配するのはダム湖周辺が心配されますと言うことです。心配する原因は、国道側はそうでもないんですが、県道側は地面のかなりの所にひび割れが入っている。路面にひび割れが入ると言うことは、やはり滑って行くんじゃないかと素人は考えるわけで、護岸の補修は55カ所していただいておりますが、部分的な補修であり、私が心配するのはダム湖全域が滑っていくんじゃないかと、特に住宅地周辺では何らかの追跡調査をやっていただきたいと言う要望でございます。

(議 長)

- ・ 対象地帯はダム湖全体というお話でしたので、水位が下がる区域、特に住宅地については仔細に把握する事と、減水時に陥没したと言う例もあるので、事業損失の影響を見極めるような事前調査、地元よりの調査要望があれば支所等にご相談しながら具体的な方法をできるだけ仔細に書き込むように検討して行く。
③はご対応いただいておりますので落とすと事務局案はなっておりますがいかがでしょうか。

(議 長)

- ・ 事実関係の確認ですが、ダムの基礎掘削をしていると思いますが、コンクリートのある程度掘った分だけ残すと受け止められるんですが、それでよろしいでしょうか。

(企業局)

- ・ ダム撤去の方法ですが、委員会で決定いただいております。基本的には元河床高を撤去の高さとするとなっておりますので、それ以下につきましては、コンクリートが露頭しない範囲で撤去してある程度埋め戻すなどの作業をしながら、基本的には元河床高とするということでございます。仮堰の大きなコ

ンクリートですがこれも撤去するつもりでおります。

(議 長)

- ・企業局さんから大きい塊は撤去すると、ダム基礎の部分は残りますと言う説明でした。当初の坂本村での要望の経緯で、全てのコンクリートは撤去しろと言うことでなかったのであれば、今の回答で整理が可能ですが、過去の経緯をご存知の方がいらっしゃればお願いします。

(A 委員)

- ・全撤去ではなく元河床に戻すという事を言っていた。直下の部分は散らばっている大きなやつを撤去して下しと言う事です。企業局から説明のあった通りです。

(議 長)

- ・③は要望項目から落とすという事でよろしいですか。ご意見がありませんので落とす案で事務局の方で作成して、全体を見た上でご検討いただきたいと思えます。

(議 長)

- ・つづきまして3. 撤去工事中の環境・安全対策についてですが、事務局案では全てそのまま残させていただいております。これについてはいかがでしょうか。

次回、環境問題の内容で議論いただきますが、その中で項目のつくり方で整理する必要があるれば、内容は残した上で再整理する必要がありますが、原則この原案どおりにしたいと思えます。

(議 長)

- ・その他全体を通して何かご意見等ございませんでしょうか。

(J 委員)

- ・県道の擁壁補修とダム撤去の因果関係ですが、ほとんど粘土だと伺いました、粘土質だと地下水が下がれば圧密沈下と言う事がおきますので、因果関係を調べる方法としては、地下水を測定するというのも一つの手ではないかと思えましたので発言しました。

(議 長)

- ・是非、地下水を観測するということを要望項目に、また、範囲についても影響すると思われる場所を確認しながら要望内容に入れて行きたいと思えます。

(議 長)

- ・本日、議論いただいた内容を基に、事務局で案を整理いたしまして次回ご覧いただきたいと思えます。

(議 長)

- ・ご確認です、今後の会議の進め方ですが、冒頭申しました通りの進め方で行って行きますがかまいませんでしょうか。

(各委員)

- ・意見なし

(議長)

- ・では第3回目は7月25日に予定いたしております、議題の進め方は環境問題、ダム撤去後の対策の2点です、これに入ります前に本日議論いただきました内容の整理を事務局よりお示しをして、議論いただきたいと思っております。

(事務局)

- ・ダム撤去前の対策については後2項目ありましたが、後の議論内容と重なる部分がありますので後に回しております。
第3回目でございますが、7月25日(火)に予定しております、次回は坂本支所で開催する予定でございます。